

令和3年度1月補正予算（知事専決処分）の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額(注1) **996,051** (①)
- ・ **1月補正予算** **14,565** (②)

1月補正後予算額(①+②) **1,010,616**

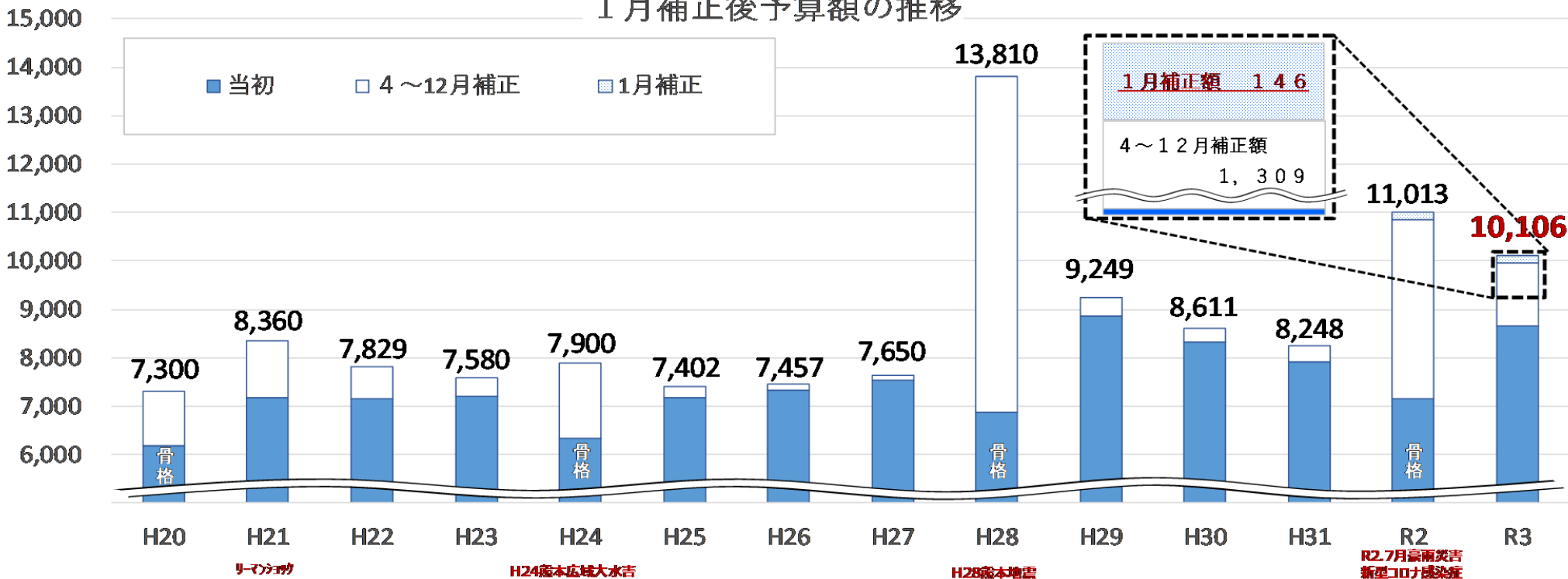
(財源内訳) 国庫支出金(※) 13,223 諸収入 1,250 繰越金 92

※うち地方創生臨時交付金 8,821
うち緊急包括支援交付金 200

注 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

1月補正後予算額の推移



参考：新型コロナウイルス感染症に係る予算化の状況

新型コロナウイルス感染症への対応

累計予算額 3,871億円

令和元年度	補正予算額 (単位:百万円)	
	補正予算額	一般財源(※1)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度	補正予算額 (単位:百万円)	
	補正予算額	一般財源(※1)
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度	補正予算額 (単位:百万円)	
	補正予算額	一般財源(※1)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2(5/14臨時会)	8,269	-
5月補正3(5/20専決)	11,642	293
6月補正	6,714	280
6月補正(追号)	9,387	-
8月補正1(8/2専決)	15,379	-
8月補正2(8/10専決)	6,558	-
8月補正3(8/20専決)	8,128	-
9月補正	18,371	▲ 174
9月補正(追号)	11,373	3
9月補正(追号2)	3,111	-
11月補正	2,094	191
11月補正(追号)	3,376	-
1月補正(1/21専決)	14,565	92
計	210,639	2,120

R元～3年度累計 (単位:百万円)	
累計	387,056 4,407

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

○ 新型コロナウイルス感染症への対応及び熊本北部流域下水道の復旧に係る事業について、補正予算を計上

(主な内容)

I 新型コロナウイルス感染症への対応 145億65百万円（92百万円）

1 感染症の拡大防止

(1) 県民広域接種センターの運営 3億44百万円(－)

ワクチン3回目接種の加速化のため、県民広域接種センターを再開し、接種体制の強化を図る

(2) 自宅療養体制の更なる強化 59百万円(－)

自宅療養者の増加を見据え、健康観察を行う保健所の体制を強化するとともに、貸出用のパルスオキシメーターを追加購入する

(3) 高齢者施設等従事者への集中的な検査の実施 1億84百万円(92百万円)

高齢者施設等の従事者を対象に抗原検査を週1回程度実施し、新型コロナウイルス感染者を早期発見することで、クラスター発生防止を図る

2 県民生活・県経済への影響の最小化

(1) 個人向け緊急小口資金等の貸付原資の増額 41億7百万円(－)

特例貸付の申請受付期間延長を受け、貸付を行う県社会福祉協議会で必要となる貸付原資を増額

(2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の周知・広報 3百万円(－)

国の経済対策により、市町村が住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して給付する10万円の給付金について、広報等による周知を実施

(3) 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援 98億69百万円(－)

まん延防止等重点措置の適用を踏まえた、飲食店への営業時間短縮要請に係る協力金の支給

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

(参考) 流域下水道事業会計補正予算

(1) 熊本北部流域下水道「弓削ポンプ場」の下水道管損傷復旧事業 1億円(－)

弓削ポンプ場の下水道管の損傷により漏水が発生したため、応急対応及び下水道管の復旧工事を実施するもの

※1～3ページの補正予算額は一般会計分を記載しており、流域下水道事業会計補正予算額(1億円)は含まない。

I-1-(1) 県民広域接種センターの運営

拡

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額3億44百万円（一）

新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業
[健康危機管理課]

- 追加接種（3回目接種）について、第6波の到来もあり、前倒しの対象が拡大し令和3年度内の接種対象者が増加したため、早期に市町村の接種を補完し、加速化させる必要がある
- 県民広域接種センター（平日夜間・土日祝）を再開し、接種体制の強化を図る

<現状・課題>

令和4年1月時点で追加接種について、以下の課題がある

- ・前倒しの対象範囲(※)が拡大し、市町村の負担が増加している
- ・第6波に対応するため追加接種を加速化させる必要がある
- ・夜間、休日の接種会場に限りがある

市町村接種を補完して追加接種の速やかな前倒しを実現する必要がある

追加接種においても
県民広域接種センターの
設置・運営の継続が必要

※令和4年1月13日時点

- ・医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに高齢者
2回目接種完了から6か月以上経過後に接種
- ・18歳以上65歳未満の方
2回目接種完了から7か月以上経過後に接種

<目的・概要>

事業内容：県民広域接種センター（大規模接種会場）の運営

- 事業費：3億44百万円
- 負担割合：(1)国10/10 (1)・ワクチン接種対策費国庫負担金（接種実績に応じて市町村を通じて国へ請求）
・緊急包括支援交付金（医療分） ※いずれも厚生労働省
- (2)県10/10（シャトルバス運行費 5百万円） コロナ臨時交付金(単独分)
- 事業主体：県
- 事業期間：令和3年度

<イメージ図>

新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業

- ・追加接種を希望する方を対象として、県民広域接種センターを再開
- ・仕事や学校などで平日の日中に接種が受けられない方を対象に夜間、休日に開設
- ・対象者：追加接種を希望する18歳以上の方
- ・時期：2月～3月末
- ・日時：平日 夜間3時間程度
土日祝 日中6時間程度
- ・接種能力：平日 1,000人程度/日
土日祝 2,000人程度/日
期間合計 2.5万人程度
- ・ワクチン：武田/モデルナ社製を使用
- ・会場：グランメッセ熊本
- ・備考：4月以降についても継続するためR4当初予算へ提案予定



※初回接種の様子
(令和3年8月～11月で約7万人の初回接種を完了)

1-1-(2) 自宅療養体制の更なる強化

拡

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額59百万円（一）
 新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業
 [健康危機管理課]

- 年明け以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が過去最多の更新が続くなど、県全域でこれまでにない速度で感染が急拡大し、保健所の業務がひっ迫している状況（1月21日にまん延防止等重点措置が適用）
- 今後更に自宅療養者が増えた場合でも、迅速かつ確実に自宅療養者の健康観察を実施するため、自宅療養体制の更なる強化を図る

<現状・課題>

- 直近の日ごとの新規感染者数は、連日過去最多を更新

1月15日 (土)	1月16日 (日)	1月17日 (月)	1月18日 (火)	1月19日 (水)	1月20日 (木)
411人 (最多更新)	433人 (最多更新)	364人	605人 (最多更新)	709人 (最多更新)	710人 (最多更新)

- また、直近1週間の新規感染者数が3,210人（1月13日～19日）であり、病床利用率等も下記のとおりで、感染が急拡大している状況

※1/19時点

最大確保病床利用率	宿泊療養者数	自宅療養者数
33.0%	647人	1,296人

- 感染者が増え続けた場合、保健所業務が逼迫し自宅療養者の確実な健康観察に支障をきたす可能性あり
- また、現在確保しているパルスオキシメーター約1,000台では数が不足する可能性あり

保健所が行う自宅療養者への健康観察を更に支援

自宅療養者が今後更に増加することを見据え、パルスオキシメーターを確保

<事業概要>

① 自宅療養体制の健康観察における保健所業務の体制強化

- 事業内容
保健所に派遣する療養支援センターの職員を増員し、各保健所との情報共有やリスト作成支援、療養支援センターとの連携を強化（熊本市含む11保健所、2か月間）
- 事業費：33百万円

② パルスオキシメーターの追加購入

- 事業内容
自宅療養者に貸与するパルスオキシメーターの追加購入（1,000台）
- 事業費：26百万円



パルスオキシメーター

<イメージ図>



I-1-(3) 高齢者施設等従事者への集中的な検査の実施

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額1億84百万円 (92百万円)

高齢者施設等クラスター発生対策事業

〔高齢者支援課〕

- まん延防止等重点措置期間中、高齢者施設等の従事者を対象に抗原検査を週1回程度実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染者を早期に探知し、クラスター発生の防止を図る

<現状・課題>

- 第6波による感染者急増を受け、国の「まん延防止等重点措置」が適用
- 高齢者等は重症化しやすいため、高齢者施設等で感染が広がると医療提供体制のひっ迫が懸念される
- 県は高齢者施設等に対して、週1回程度抗原検査を受検するよう要請

高齢者施設等の従事者を対象として抗原検査を定期的実施することにより、新型コロナウイルス感染症の感染者を早期に探知

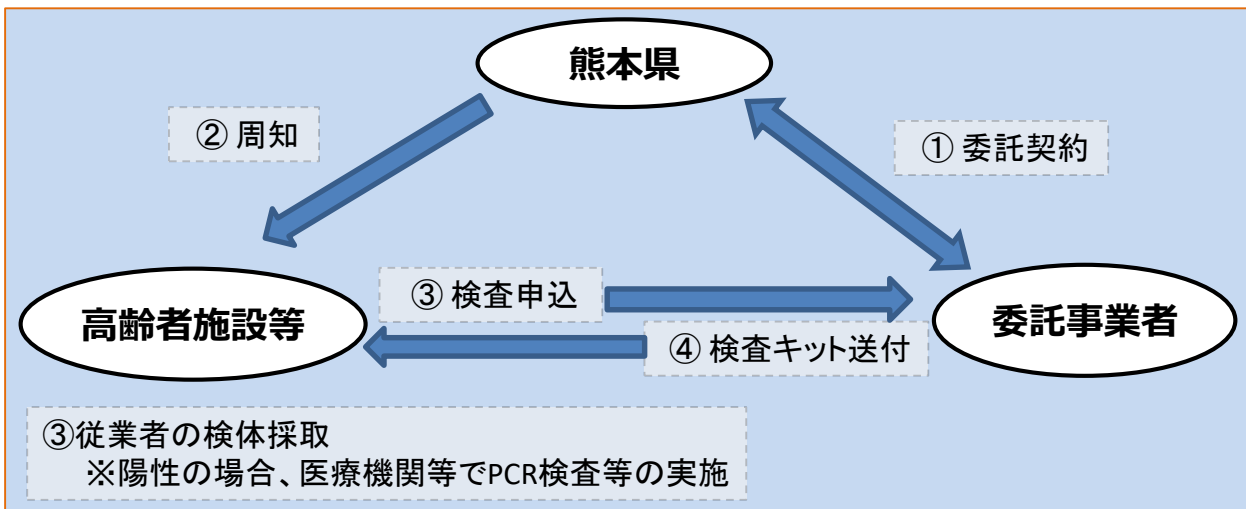
クラスター発生防止を図る

<目的・概要>

- 事業内容 : 高齢者施設等の従事者に抗原検査を実施
- 対象者 : 入所系の高齢者施設・障がい者施設・児童福祉施設・救護施設の従事者(熊本市を除く)
- 事業費 : 1億84百万円
- 実施主体 : 県
- 負担割合 : 国1/2(感染症予防事業費等国庫負担金)、県1/2

対象 : 1,071施設、23,000人

<イメージ図>



I-2-(1) 個人向け緊急小口資金等の貸付け原資の増額

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額41億7百万円（－）

生活福祉資金貸付事業（経済対策分）〔社会福祉課〕

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等を理由に一時的な資金が必要な方に対し、県社会福祉協議会が緊急の貸付を実施中。申請受付期間が**令和4年3月末**まで延長されたことを受け、事業実施に必要な貸付原資を増額
- 令和3年7月より、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない困窮世帯に対して、月最大10万円×3カ月間の自立支援金の給付を開始。令和3年12月より**再支給も可能**となり、申請期限も**令和4年3月末**まで延長（最大60万円）

<事業概要>

1. 貸付原資の増額：41億7百万円（累計189億50百万円）

<緊急小口資金>

貸付実人数：17,165人〔11月末時点〕

申請実績：約35.8億円（19,893件）〔12月末現在〕

- 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限：最大20万円
- 償還期限：2年以内 ○貸付利子：無利子

<総合支援資金>

貸付実人数：11,551人〔11月末時点〕

申請実績：約115.4億円（延べ21,643件※）〔12月末現在〕

※件数は、初回貸付、延長貸付、再貸付の合計

- 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限：最大月20万円
- 貸付期間：初回貸付で原則3か月以内（再貸付はR3.12月で申請終了）
- 償還期限：10年以内 ○貸付利子：無利子

いずれも申込・受付は
市町村社会福祉協議会

2. 生活困窮者自立支援金の給付〔R4当初予算（予定）：20百万円〕

- 事業内容：総合支援資金の再貸付を終了した世帯（R4.1月から初回貸付を終了した世帯も対象）等であって、要件を満たす世帯に対し月最大10万円の自立支援金を最大**6カ月間**給付（※生活保護受給中の世帯を除く）
- 支給額（月額）：単身世帯：6万円、
2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
- 申請期間：7月から11月末まで（→3月末まで申請期限を延長）

【支給実績】〔12月末〕
56件10,340千円

- ◆収入要件：①市町村民税均等割非課税額の1/12＋②住宅扶助基準額（本県の目安：3人世帯の場合18.3万円/月）
- ◆資産要件：預貯金が①の6倍以下（ただし100万円を超えないこと）
- ◆求職要件：以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ・公的な無料職業紹介所に求職申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労による自立が困難であり、給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

- 事業費：R3現計予算 1億5百万円（国費10/10）※330世帯
R4当初予算 20百万円（国費10/10）※90世帯

福祉事務所設置自治体が支援金を直接給付（県は町村分を支給）

I-2-(2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の周知・広報

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額3百万円（－）
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
〔社会福祉課〕

新

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、令和3年11月19日閣議決定された国の経済対策において、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の現金を給付することが決定
- 給付事務は市町村において実施するが、県は市町村と連携して調整を行い、速やかに給付ができるよう広報等による周知を行う

<現状・課題>

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（11/19閣議決定）

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要
- 住民税非課税世帯や家計急変世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付

※ 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

準備が整った市町村から、出来るだけ速やかに給付を開始（令和4年2月以降）

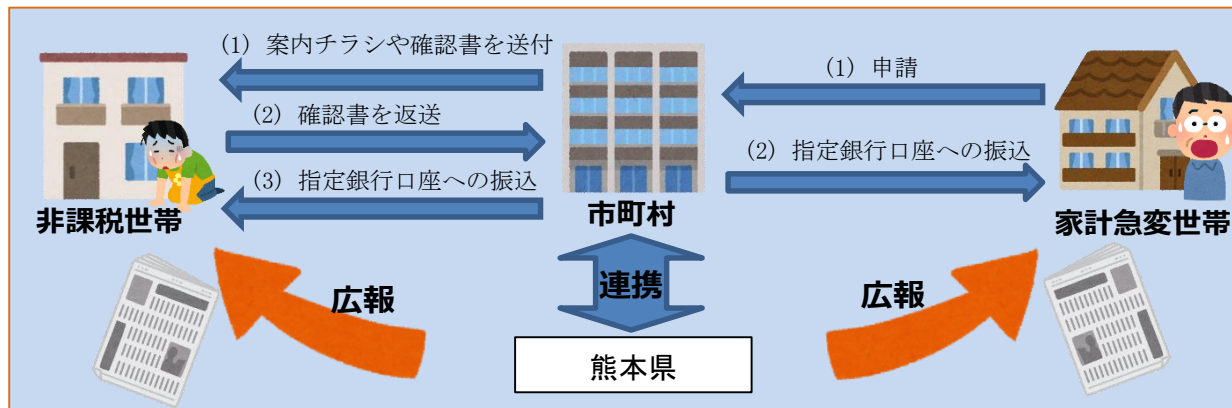
確認書送付の対象とならない家計急変世帯に対しては申請を促す必要あり

<事業概要>

- 事業内容：給付金に関する周知・広報等により市町村の速やかな給付を支援
- 事業費：3百万円
- 負担割合：国10/10
- 事業主体：県
- 事業期間：令和4年1月～
- 対象世帯：① 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）
② 家計急変世帯

対象世帯数：①及び②で約25万世帯
（県内全世帯数の約35%）

<イメージ図>



I-2-(3) 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

予算額98億69百万円（－）
営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った県内全域の飲食店等に対して、営業時間短縮を1月21日(金)から2月13日(日)まで要請
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、要請内容及び売上規模に応じ一日あたり2.5万円～20万円の協力金を支給

< 認証店 (熊本県感染防止対策認証店) >

1 要請内容 ※①②のいずれかを選択可

①営業時間を午後9時までに短縮すること

・酒類提供可

②営業時間を午後8時までに短縮すること

・終日の酒類提供・持ち込みは行わないこと

2 対象者

①午後9時を超えて営業している飲食店等

②午後8時を超えて営業している飲食店等

3 区 域：熊本県内全域

4 期間：1月21日(金)～2月13日(日) (24日間)

< 非認証店 >

1 要請内容

営業時間を午後8時までに短縮すること

・終日の酒類提供・持ち込みは行わないこと

2 対象者：午後8時を超えて営業している飲食店等

3 区 域：熊本県内全域

4 期間：1月21日(金)～2月13日(日) (24日間)

< 申請期間 (予定) >

2月14日(月)～3月18日(金)

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

< 問い合わせ先 >

コールセンター：096-333-2828

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日休み)

※ただし1月22日(土)・23日(日)は窓口開設

< 見回り > 飲食店等に対して実地調査を実施

< 協力金算定方法 >

・中小企業等 (売上高方式)

認証店① (営業時間を午後9時までに短縮)

非認証店 (営業時間を午後8時までに短縮)

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円

認証店② (営業時間を午後8時までに短縮)

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の4割
25万円超 (年間：1億円～)	10万円

〔 ※ 1日あたりの売上高
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同月の売上高 ÷ 当該月の日数 〕

・大企業 (売上高減少方式) ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額は以下のとおり

認証店①・非認証店の場合：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割のいずれか低い額

認証店②の場合：20万円

〔 ※ 1日あたりの売上高減少額
(前年度又は前々年度の時短要請期間と同じ期間の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 当該期間の日数 〕

< 申請方法 > 電子申請 (郵送も可)

< 協力金負担割合 > 国8/10 [協力要請推進枠]、県1/10 [コロナ臨時交付金]、市町村1/10※調整中

(参考) 熊本北部流域下水道「弓削ポンプ場」の下水道管損傷復旧事業

予算額1億円 (一)

下水道管損傷復旧事業
[下水環境課 (流域下水道事業会計)]

- 令和4年1月、熊本北部流域下水道の「弓削ポンプ場」において、下水道管損傷による漏水が発生
- 漏水の原因特定と応急復旧作業を実施し、年度末までに仮復旧工事を終える予定

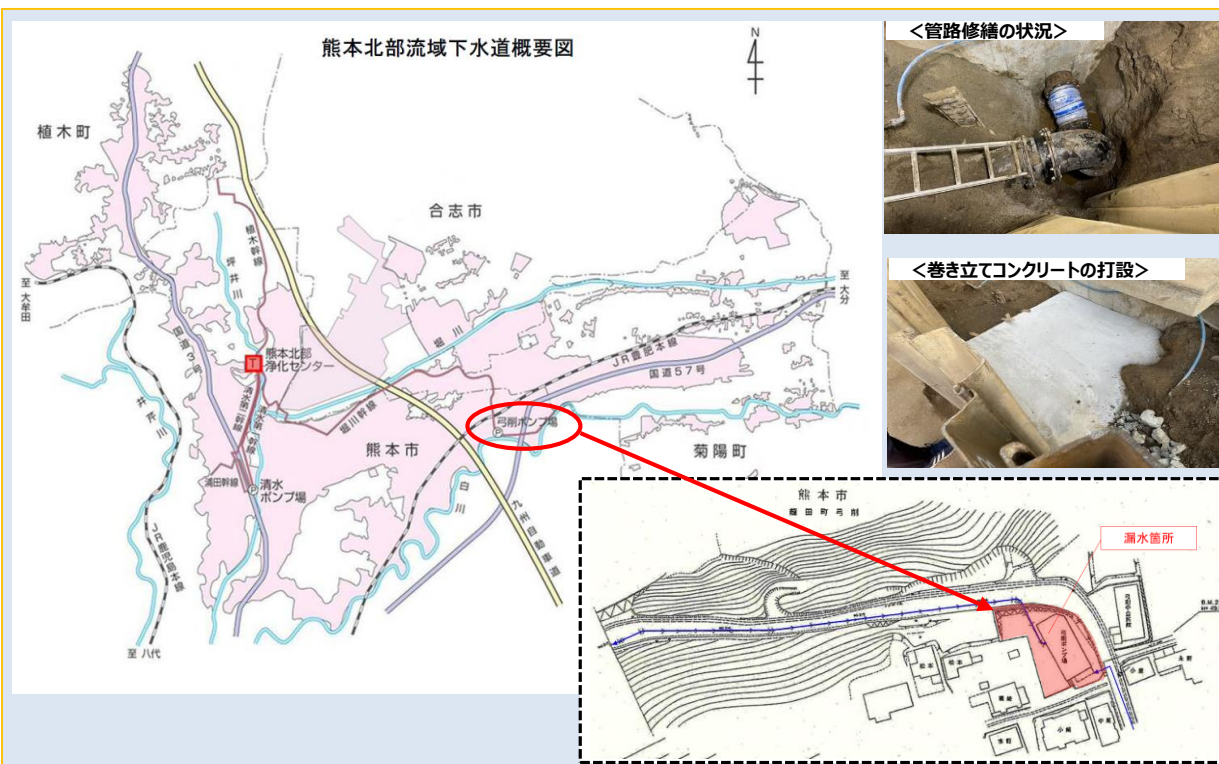
<現状・課題>

- 1月13日 弓削ポンプ場内で漏水確認
- 1月15日 ポンプ場の機能停止、応急復旧開始
- 1月16日 下水道管破損箇所補修
- 1月～3月 仮復旧工事(本復旧へ向けた管きょ工事)
- 4月以降 本復旧工事(※令和4年度予算で対応)

<事業概要>

- 事業費:1億円
(内訳)①下水道管きょの修繕費 55百万円 ②汚水の吸引、運搬費 45百万円
- 事業主体:県 ○ 事業期間:令和4年1月～3月

<位置図>



- ① 場内漏水の状況(1)
- ② 汚水の吸引、運搬
- ③ 場内漏水の状況(2)